

1998年7月

クラブアッセンブリー

(職業分類表)



会長 海江田 卓

幹事 岩田 泰一

鹿児島西ロータリークラブ

TEL 223-5902

FAX 223-7507

目 次

R.I.会長の横顔	2
R.I.第2730地区ガバナーの横顔	4
ロータリーの綱領	5
会長挨拶	6
幹事挨拶	7
年間行事予定表	8
理事役員及び委員会名簿	10
クラブ概況報告	11
委員会報告	16
鹿児島西ロータリークラブ定款	26
" 細則	38
" 慶弔規定	46
" 奨学金制度要綱	47
1997～98年度収支決算書	48
財産目録	51
1998～99年度収支予算書	53
職業分類表	56
会員名簿	66

Rotary International



One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201 - 3698
USA
Phone : 847 - 866 - 3000
FAX : 847 - 866 - 8237
Internet E - mail :
Pid@riorc.mhs.comuserve.
com

ジェームスL.レイシー、米国、テネシー州、クックヴィル

1998 - 99年度国際ロータリー会長エレクト

1994 - 97年度ロータリー財団管理委員

1988 - 90年度国際ロータリー理事

ジェームス・レイシー氏は、ケンタッキー州、ニューヨーク州、カンザス州およびジョージア州に工場を置く製菓会社、ギリアム・キャンディー株式会社の取締役理事長です。

レイシー氏は、1964年以來のロータリアンで、クックヴィル・ロータリークラブの会員で、同クラブの元会長であり、また英国への研究グループ交換チームのリーダーを務めました。国際ロータリーでは、地区ガバナー、各種委員会の委員と委員長、ポリオ・プラス・キャンペーンの元全国コーディネーター、国際ロータリー規定審議会代議員、および国際ロータリー理事を歴任されました。この他にも、国際協議会討論グループ・リーダー、1991年国際協議会副モデレーター、1992年国際協議会モデレーター、及び1994 - 95年度国際ロータリー会長指名委員会委員を務められました。レイシー氏は、ロータリー財団からその教育的および人道的プログラムのための支援活動に対し財団功労表彰状を受賞しておられます。

レイシー氏は又、地方行政分野において長く活躍され、商工会議所、およびブットナム郡の公務機関において奉仕されてきました。更にまた、同氏は、テネシー州議会の議員を2期務めた方でもあります。余暇を見つけ、17年間にわたり、クックヴィル少年野球リーグ連盟のプログラムの管理運営をはじめチームの監督も務めてこられました。同氏と夫人のクロードンさんは、共にロータリー財団のポール・ハリス・フェローおよびベネファクターで、ご夫妻のご息子のビルさんとその夫人のスージーさんも又、ポール・ハリス・フェローおよび財団ベネファクターです。

1998～99年度 RIテーマ

FOLLOW YOUR ROTARY DREAM

ロータリーの夢を追い続けよう

会長のメッセージ

ロータリアンの皆さん、

私達は、思いやりの心あればこそ、ロータリアンになりました。私達は他の人々のことを心にかけています。地域社会のことを心にかけています。私達の住む世界のことを心にかけています。ロータリアンはどこで顔を合わせても、常に社会人と隣人に対する配慮という点で一つに結ばれているのです。地元であろうと、地球の裏側であろうと。この世で生き抜き、成功しようと悪戦苦闘している同じ人類家族の一人一人に思いをはせています。多くの人々が、貧乏、不健康、栄養失調、劣悪な衛生居住環境というような恐るべき問題に悩まされているのです。また、仕事を見つけるのに必要な教育や研修を受けられない同胞もいます。さらにまた、薬物濫用、アルコール過飲、家庭破壊その他の原因で派生する犯罪や暴力に見舞われ、騒乱に明け暮れる社会に住んでいる人々もいます。

私達は世界の子供達を愛し、心にかけています。あまりにも多くの子供達が、利用され、見捨てられ、ないがしろにされています。高齢者のことも気がかりです。高齢者の多くは、社会の片隅に追いやられているのです。

ロータリアンは、社会の心配事で心が結ばれていると同時に、私達の夢でもまた心一つにしています。私達は、子供達が愛され、健康で、十分栄養を与えられ、教育を受け、保護される世界を夢見ます。また、高齢者がそれにふさわしい尊敬と支援を受け、威厳を保って生きられる世界を夢見ます。飢えた人すべてに食糧を、泣き叫ぶ人々の声には聴く耳を、病める人には等しく慰めて癒しを…そんな世界を夢見なのです。すべての人々が教育と品位ある仕事に恵まれる夢。戦争も暴力もない世界という夢。これがロータリーの夢なのです。

しかし、私達ロータリアンは、単なる夢想家ではありません。私達は、心一つにして手を携え、この夢を現実のものにすべく想を練っている建設者なのです。私達は、世界中28,000余のクラブに身を置いていますが、それぞれ人々の生活を改善する力を持つ思いやりのある献身的な地域社会の一員です。私達は地域のニーズを確認します。斬新な解決策を見つけ出します。時間と資金を提供します。ニーズに応じて生活の質を高めるため、先ずしなければならぬことに率先行動を起こします。

私達は、ほぼ100年にわたる草の根レベルの奉仕活動を通じて、私達の力を立派に示してきました。インドのアイ・キャンプ、メキシコの診療所、米国の高齢者向け住宅など数々の人道的プロジェクトを通じて、私達は、日夜を問わず、世界をよりよくするために力を尽くしています。もう一つの見本がポリオ・プラス・プログラムです。ポリオ・プラス・プログラムは、国際的機関と協力して、既に10億人以上の子供をポリオから守ってきました。

公正と品位の原則、世界理解と平和、というはるかかなたの目標に向かって世界を変えていく天の導きと能力を私達は持っています。実際のところ、あらゆる問題を私達が解決できるというわけではありません。しかし、ロータリアンたる者、苦しみ悩む者の痛みを和らげ、すべての人々がある程度の品位ある生活ができるよう、手を差し伸べることもせず見過ごすことなどいささかもできません。

ロータリアンは、93年の歴史を通じて、よりよい生活の実現という夢を抱いて成功してきたことを誇りにしてよいでしょう。しかし、未来に目を向ければ、すべての人々にとってこの世界が安住の地となるために、なお成すべきことがあまりにも沢山あるのです。

ロータリアンの皆さん、1998-99年度、私達はさらに新しい夢を抱き、それを現実のものにするために力を尽くさねばなりません。この年、私と一緒に新しい世紀、即ち新千年期に向かって旅立ちましょう。ロータリーの夢を追いつづけよう。新しい世界を築きましょう。

ジェームスL.レイシー
1998-99年度RI会長

鮫島 哲也 (さめしまてつや)

昭和4年2月1日

本籍地 宮崎県日向市大字塩見14198-1

現住所 宮崎県日向市大字塩見14198-1



【略 歴】

昭和32年 4月 鹿児島大学医学部卒業

昭和41年12月 医学博士の学位を授与さる

昭和45年9月1日 現在地に医療法人望洋会鮫島病院開設し現在に至る

昭和52年10月1日～平成5年9月30日 日向市教育委員 教育委員長

昭和59年4月～平成8年3月 宮崎県医師会理事

平成4年4月より 宮崎県精神科医会会長

平成4年4月より 日本精神病院協会学術研修委員

平成8年4月より 日向東白杵市郡医師会副会長

【ロータリー歴】

1976年 日向東RC入会

1982～83年 日向東RC 8代会長

1986年 ポール・ハリス・フェロー

ロータリーの綱領

The Object of Rotary

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying by each Rotarian of his occupation as opportunity to serve society;

Third The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life;

Fourth. The advancement of international understanding, good will, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

会 長 挨 拶

海江田 卓

本年度国際ロータリーのテーマは“FOLLOW YOUR ROTARY DREAM
ロータリーの夢を追い続けよう”です。シンボルマークの中央には黄色のベルトが拡がっています。これはロータリーの進むべき道、夢を表わしているのでしょうか。そしてその行手に跨る大きな七色の虹、これは人類再生の象徴としてわれわれの目指す彼方に輝いているのでしょうか。

私たちはそれぞれに夢や抱負を抱いて入会しました。その希望は年毎に拡がり、足どりは力強さを増して行かなければなりません。クラブにはクラブの夢があり、地区、そして国際ロータリーにも抱負があり、理想がある。それらをしっかり束ねて、捲むことなくたゆむことなく前進しつづけなければならない。

初心を見失わず、確かな足どりを進めよう、—そういう事ではないかと受け止めています。国際ロータリー ジェームスL.レイシー会長の要請で、本年度は別に地区としてのサブ・テーマは定めず、この国際ロータリーのテーマ一本で通すことになっています。

国際的にいろいろ問題を抱える中で、特に新世代に関する課題はゆるがせに出来ません。国際ロータリーとしては「未来の夢を見る委員会」を新たに設け、より一層積極的に取り組む決意を示しました。私たちがグローバルな視野で、身近な問題への対応も含めて、努力して行きたいと思えます。

クラブとしては前年度に引きつづき、楽しい例会と内容の充実を目指します。

活動の原点は例会への出席です。さらなる出席率の向上のため、例会の魅力を増す工夫を進めたいと思えます。聞くのが楽しみな卓話、出席して嬉しい帰ってやる気の出るプログラム構成を図ります。卓話の魅力でメーキャップのゲストを増やせないものでしょうか。退会者を防ぎ、入会者を増やすためにも「やめたくないロータリー、入りたくなるクラブ」を目指しましょう。

学習会、インフォーマル・ミーティングの行事や、合同例会、I.M、地区協議会、地区大会などクラブを超えた会合へもなんとかして参加者を増やし、活動の成果を高めたい。地区に「米山募金委員会」が新設されたのを承けて、積極的に対応に努めたい。

やらなければならないこと、やりたい事は微力な私なぞの手には余るほど有りますが、会員の皆様と心を合わせ、目標達成に向けて“夢を追いつづけ”ます。よろしく御指導ください。

幹 事 挨 拶

岩 田 泰 一

1998年度、鹿児島西ロータリークラブの幹事をお引受けすることになりました。

浅学非才の身、大役が務まりますか不安でございますが会長の女房役として、一生懸命、努力いたしますので理事、役員、委員長、会長の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

ジェームス・レーシー国際ロータリー会長の、“Follow your Rotary Dream”をテーマにして、ロータリーの四大奉仕に心がけ創立36年目の鹿児島西ロータリークラブの発展に寄与できれば幸いです。

来年（平成11年）4月25日は兄弟ロータリークラブ、鶴岡ロータリークラブの創立40周年記念式典が開催されます。皆様と共に春の東北路を旅し海江田会長のテーマ「楽しい例会と内容の充実」を実践したいと思っております。皆様のご協力をお願いして挨拶といたします。

ロータリー行事予定（年間）1998.7～1999.6

月	日	行 事	理事会	百万ドル	RAC例会	70バ	学習会	その他の行事	
7 月	識 字 率 向 上 月 間	1 クラブ協議会（方針計画）			2日				
		8	誕結祝	○		9日	6日		
		15 インフォーマルミーティング （RIテーマ）		○		16日			
		22 クラブ協議会（決算・予算）	在席						
		29							
8 月	会 員 増 強 拡 大 月 間	5 クラブフォーラム（会員増強）	誕結祝	○	○	6日		3日	
		12				13日			
		19	在席			20日			
		26							
9 月	新 世 代 の た め の 月 間	2				3日			
		9 クラブフォーラム（新世代）	誕結祝	○	○		10日	7日	
		16 ファイヤーサイドミーティ ング				17日			観月の宴(サロイ州)
		23 休会（「秋分の日」につき）							
		30	在席						
10 月	職 業 奉 仕 月 間	7 職場訪問				1日	8日	5日	
		14 クラブフォーラム（職業奉仕）	誕結祝	○	○	15日			
		21 クラブ協議会（公式訪問準備）							
		28 ガバナー公式訪問	在席						
11 月	ロ ー タ リ ー 財 団 月 間	4	誕結祝			5日			
		11				12日	9日		
		18 クラブフォーラム（ロータ リー財団）	在席	○	○	19日			地区大会（11/21～ 22日）
		25 クラブ協議会（地区大会報告）							
12 月		2	誕結祝			3日			
		9 年次総会（後期スケジュール週報）	在席	○	○		10日	7日	
		16 クリスマス家族会				17日			クリスマス家族会 （サロイ州）
		23 休会（「天皇誕生日」につき）							
		30 休会							

月	日	行 事	理事会	百万ドル	RAC例会	70パス	学習会	その他の行事
1 月	6	(市内全R.C.合同例会)			(7日)休			
	13		誕結祝			14日	11日	市内全R.C.合同例会
	20	クラブ協議会(上期報告・下期計画)	○	○	21日			
	27		在席					
2 月	3				4日		1日	LM
	10	クラブフォーラム(国際奉仕)	誕結祝	○	○			
	17		在席		18日	18日		
	24				20日			2/23,ロータリー創立記念日
3 月	3		誕結祝		4日		1日	世界R.A週間
	10			○	○	11日		
	17	城西・サザンR.C.合同例会			18日			
	24	ロータリー賞贈呈式	在席					3/23西RC創立記念日
	31							
4 月	7				1日	8日	5日	
	14	クラブフォーラム(会報・雑誌)	誕結祝	○	○	15日		
	21							
	28		在席					
5 月	5	休会(「子供の日」につき)			6日			
	12	クラブフォーラム(出席・親睦)	誕結祝	○	○	13日	10日	
	19				20日			
	26		在席					4/25鶴岡RC40周年
6 月	2		誕結祝		3日			国際大会(13日~16日)
	9			○	○	10日	7日	
	16	ファイヤーサイドミーティング			17日			(サンロイヤルH)
	23		在席					
	30	クラブ協議会						

鹿児島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

1998.7～1999.6

(理事) 会 長 海江田 卓	(理事) 副会長 太原 春雄
(理事) 幹 事 岩田 泰一	(理事) 副幹事 永松 実夫
(理事) 直前会長 高山 義則	(理事) S A A 中村 英幸
(理事) 職奉委員長 山田 晴彬	副S A A 諏訪園 隆
(理事) 社奉委員長 菅 富男	“ 藤安 秀一
(理事) 新世代委員長 松田 健一	(理事) 会 計 森永 茂樹
(理事) 国奉委員長 黒木 幸一	

委 員 会	委 員 長	副委員長	委 員			
ク ラ ブ	クラブ奉仕	太原 春雄	古木 圭介	有馬 戦男 玉利 賢介 坂木 貞剛	前田樹一郎 正 建二郎 加藤 一徳	岩元 基 中嶋 健 江口 清隆
	会 員 増 強	有馬 戦男	大平 重隆	玉川 哲生	田中 寛吉	小田代憲一
	会 員 選 考	前田樹一郎	山元 正明	水淵 清治	中村 一雄	板田 浩典
	職 業 分 類	岩元 基	松田 忠臣	木治屋克巳	高山 義則	坂元 明雄
	出 席	玉利 賢介	上原 満	柴山 一清 桜美 義明	高橋 良明	坂元 明雄
奉 仕	親 睦	正 建二郎	中園 雅治	小山 幸義 橘渡 良一 田畑 勇 濱田 悦郎	佐伯 壽郎 村田 龍宏 秋月 宗近 桐明桂一郎	東郷 三郎 深掘 孝 福元 紳一
	ロータリー情報	中嶋 健	染川 周郎	高井 敏治	須田 正己	長柄 英男
	会報・雑誌	坂木 貞剛	竹下 洋	野添 良隆	山下 健	
	プログラム	加藤 一徳	板木 泰文	三角桂次郎 諏訪園 勳	岩元 紀彦	福田 一郎
職 業 奉 仕	広 報	江口 清隆	深尾 兼好	小園 正人	平岡 禎吉	
	職業奉仕	山田 晴彬	竹下 威	福田 正臣	田崎 一郎	片平 可也
社 会 奉 仕	ボランティア	山下 皓三	本田 亨	各副委員長		
	社会奉仕	菅 富男	若松喜八郎	江夏 洋	川平建次郎	
	新 世 代	松田 健一	鈴之原大助	水流 洋	三反田藤男	
新 世 代	ローターアクト	南 徹	藤川 毅	福地 眞 徳留 忠敬	江口 一	別府 洋
	インターアクト	池田勝一郎	日高 好久	森田 幸次	瀬戸口良一	
国 際 奉 仕	黒木 幸一	村田 和雄	池口 恵銀	下田 時生		
ロ ー タ ー リ ー 財 団	原田 隼男	新川 靖博	徳田 基 米山奨学部	岩男 秀彦 永松 実夫	天本 美信	
ロ ー タ ー リ ー 賞 推 薦	太原 春雄	山田 晴彬	黒木 幸一	菅 富男	松田 健一	

地区新世代委員会委員 古木 圭介

地区ボランティア委員会委員長 高山 義則

クラブ概況報告

(平成10年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年(S38年)3月23日
2. 承認年月日 1963年(S38年)6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年(S38年)11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッチシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー 進藤誠一(第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名(その内現在会員1名)
8. アディショナルクラブ名と創立年月日
 1. 加治木RC 1967年(S42年)6月24日
 2. 加世田RC 1972年(S47年)10月18日
 3. 枕崎RC 1972年(S47年)12月4日
 4. 鹿児島城西RC 1986年(S61年)9月16日
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
 1. 第2800地区日本鶴岡RC
=1965年(S40年)5月9日締結
会員相互親善訪問、週報等の交換
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC
=1989年(平成元年)4月29日締結
青少年交換事業
10. 提唱インターアクトクラブ
 1. 鶴丸高校IAC
発会日 1964年(S39年)10月8日
 2. 鹿児島高校IAC
発会日 1971年(S46年)6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ 名称:鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年(S51年)6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ 名称:鹿児島西プロバスクラブ
1998年(H10年)1月23日発会
13. 区 域 鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ-西田橋-高麗橋に至り西へ高麗町本通り-大学通り-中郡電停-更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。(但し、旧谷山市に属する区域を除く)

14. 事	務	所	鹿兒島市金生町3番1号山形屋内 TEL(099-223-5902) FAX(099-223-7507)	
15. 例	会	日	毎週水曜日12時30分～13時30分	
16. 例	会	場	山形屋1号館7階社交室	
17. 歴	代	ガバナー	14 ページ	
18. 歴	代	分 区 代 理	桜美 四郎(1967) 鮫島志芽太(1970) 塘 一郎(1972) 岡元健一郎(1978) 川上鐵太郎(1983) 福田 敏之(1986)	
19. 歴	代	会 長	14 ページ	
20. 歴	代	幹 事	15 ページ	
21. 現	在	会 員	正会員60名 アデショナル正会員 0名 シニア・アクチブ会員 36名 計 96名	
22. 平	均	年 齢	57.85才 最高 94才 最低 33才 90代 2名 60代 30名 70代 8名 40代 25名 50代 29名 30代 2名	
23. 出	席	率	本年度目標94%	
24. 入	会	金	35,000円	
25. 年	会	金	190,000円	
26. ビ	ジ	ター	会 費 1,900円	
27. 会		報	毎週週報を発行	
28. ロ	ー	タ	リ	アン 誌 「ロータリーの友」全員購読
29. ク	ラ	ブ	協 議 会 6回	
30. ク	ラ	ブ	フ ォ ー ラ ム 7回	
31. イ	ン	フ	ォ ー マ ル ミ ー テ ィ ン グ 1回	
32. 理	事	会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時	
33. 委	員	長	会 議 年2回	
34. 会	長	幹	事 会 市内…6回	

○ チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明人	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	桜美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	計 24名

○ マルチプル・フェロー

故(柴山 一雄) (1回)	池口 恵観 (3回)	玉川 哲生 (1回)		
小園 正人 坂元 明雄	高井 敏治 山下	健 高山 義則	片平 可也	以上9名

○ ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	坂元 明雄	以上3名
-------	-------	-------	------

○ メモリアルコントリビューター

菅 富男	以上1名
------	------

○ ポールハリス・フェロー

故(塘 一郎)	柿市 高重	藤安 辰造	故(牧田 健二)	故(河井 時義)
故(川村 洋)	故(土橋 滋)	川上 鐵太郎	故(川田 恵一)	故(徳澤 紀生)
故(海老原利則)	有馬 志享	林 其為	故(外西 寿彦)	安田 正治
池田 廣	福田 敏之	岩元 紀彦	村田 和雄	木治屋克己
上原 満	岩元 基	竹下 洋	岩男 秀彦	中村 一雄
三角桂次郎	田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	染川 周郎
永松 実夫	水流 洋	森永 茂樹	前田樹一郎	岩田 泰一
銚之原大助	竹下 威	山元 正明	長柄 英男	福田 一郎
松田 忠臣	田崎 一郎	中川 宏	若松喜八郎	山下 和磨
江口 清隆	山田 晴彬	板木 泰文	玉利 賢介	樋渡 良一
佐伯 寿郎	本田 亨	海江田 卓	三反田藤男	山下 皓三
須田 正己	江夏 洋	柴山 一清	野添 良隆	菅 富男
有馬 職男	中嶋 健	東郷 三郎	加藤 一徳	以上64名

○ ポールハリス準フェロー

故(桜美 四郎)	故(岩元 健吉)	岩元 正二	故(岡山 栄)	池田 穰
故(永井 利承)	浜田 馨	中村 善治	光吉 正昭	桜美 義明
久野 洋一	崎元 行範	故(内山 光男)	古木 圭介	以上14名

○ 米山功劳クラブ (第1回表彰) 1996. 12. 26

○ 米山功劳者

玉川 哲生	高山 義則
-------	-------

○ 米山功劳法人

(名) 明石屋菓子店 (岩田泰一)	育英社(株) (前田樹一郎)
-------------------	----------------

○ 米山ファンドフェロー

宇治野純章	永松 実夫	岩男 秀彦	竹下 洋
-------	-------	-------	------

西ロータリークラブの推移

昭和	西 暦	ガバナー	会 長	
38~39	1963~64	嘉村平八	初代	桜美四郎
39~40	1964~65	町田秀実	2代	土橋英夫
40~41	1965~66	島津久厚	3代	塘 一郎
41~42	1966~67	吉村常助	4代	米倉秀夫
42~43	1967~68	向笠広次	5代	島津忠丸
43~44	1968~69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44~45	1969~70	日高安壮	7代	佐伯延次郎
45~46	1970~71	八田 秋	8代	久保田彦穂
46~47	1971~72	小田一昭	9代	岩元正二
47~48	1972~73	東 博仁	10代	牧田健二
48~49	1973~74	杉原頼三	11代	川村 洋
49~50	1974~75	竹野 融	12代	新福栄熊
50~51	1975~76	後藤基彰	13代	福田敏之
51~52	1976~77	塘 一郎	14代	岡元健一郎
52~53	1977~78	西田武雄	15代	河井時義
53~54	1978~79	吉村武文	16代	藤安辰造
54~55	1979~80	井上和人	17代	川上鐵太郎
55~56	1980~81	福島親比古	18代	浜田 馨
56~57	1981~82	大久保一郎	19代	中村俊雄
57~58	1982~83	杉村 進	20代	久保政次
58~59	1983~84	丸田美德	21代	高井敏治
59~60	1984~85	田中千尋	22代	池田 廣
60~61	1985~86	外山三郎	23代	福田正臣
61~62	1986~87	岩澤光男	24代	中村善治
62~63	1987~88	池田卓郎	25代	小園正人
63~64	1988~89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1~H2	1989~90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2~H3	1990~91	今林重夫	28代	川田恵一
H3~H4	1991~92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4~H5	1992~93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5~H6	1993~94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6~H7	1994~95	佐々木典綱	32代	吉留 益
H7~H8	1995~96	竹内三郎	33代	岩元 基
H8~H9	1996~97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9~H10	1997~98	図師鎮雄	35代	高山義則
H10~H11	1998~99	鮫島哲也	36代	海江田 卓

(歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平 均 年 齢	平 均 出 席 率
川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
高 徳 三 蔵	44	49.0	99.11
河 井 時 義	48	51.40	99.09
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
安 楽 慶一郎	55	53.30	99.79
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
高 井 敏 治	61	52.80	99.92
久 保 政 次	65	52.60	98.83
田 平 禮 章	73	53.19	99.01
浜 田 馨	79	52.09	98.14
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
小 山 幸 義	79	53.80	97.91
池 田 廣	85	54.60	97.63
中 村 善 治	86	55.70	95.49
小 園 正 人	90	57.10	96.52
三 角 桂次郎	87	56.45	96.59
川 田 恵 一	88	57.25	96.92
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
水 淵 清 治	89	57.02	93.96
木治屋 克己	85	57.18	93.75
柿 市 高 重	81	58.27	92.05
山 下 皓 三	86	58.23	93.31
中 尾 洋	85	57.63	95.36
桜 美 義 明	89	58.10	94.74
岩 元 基	91	58.05	94.06
古 木 圭 介	90	57.97	93.21
内 山 光 男	94	57.72	91.68
上 原 満	96	57.49	90.33
玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
江 夏 洋	87	57.29	88.94
中 川 宏	87	57.86	90.62
森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
榎 田 浩 典	92	57.37	92.65
岩 田 泰 一	96	57.85	

委 員 会 報 告

ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会

委員長：太 原 春 雄

委 員：(副)古木 圭介・有馬 戦男・前田樹一郎・岩元 基・

玉利 賢介・正 建二郎・中嶋 健・坂木 貞剛・

加藤 一徳・江口 清隆

基 本 方 針

クラブ奉仕は、ロータリーの奉仕活動の根幹であることを理解し、これに所属する委員会が協力しあって、夫々の目的を達成するよう努力したい。

本年度の計画

- (1) 会員の自然退会を予想して、会員の増強に努める。
- (2) クラブ奉仕委員会を適時開催して横の連絡を密にする。

会 員 増 強 委 員 会

委員長：有 馬 戦 男

委 員：(副)大平 重隆・玉川 哲生・田中 寛吉・小田代憲一

基 本 方 針

1. クラブの円滑な運営ができるよう、年令的及び職業的にバランスのとれた会員構成をめざす。
2. クラブの活性化、向上発展等に寄与出来るような人を推薦する。
3. 会員増強に全会員の積極的な協力を願って努めたい。

本年度の計画

1. 転勤、退会等を見込んで、10%程度の会員増強を目指す。
2. 未充填の職業分類に夫々ふさわしい会員候補を推薦したい。
3. 常時100名程度の在会者が望ましいとのクラブの方針に基き、積極的に会員獲得に努める。

会 員 選 考 委 員 会

委員長：前 田 樹一郎

委 員：(副) 山元 正明・水淵 清治・中村 一雄・榎田 浩典

基 本 方 針

1. ロータリアンとしての義務活動が出来しかも奉仕の精神にあふれている事。
2. 出席の義務をはたせる事

上記を基準に会員拡大を計りたい。

本年度の計画

例会に規則正しく出席する。

会員増強・職業分類の各委員会と連絡を密にし熱意のある会員の増強につとめたい。

職 業 分 類 委 員 会

委員長：岩 元 基

委 員：(副) 松田 忠臣・木治屋克己・高山・義則・坂元 明雄

基 本 方 針

地域社会の職業分類について調査し、これに対する充填並びに未充填職業の分類表を作製して職業分類上からみた会員構成の改善点を検討する。

本年度の計画

- ① 地域社会の職業分類とこれに対する充填並びに未充填の分類表を作成する。
- ② バランスのとれた会員構成を目標にクラブ奉仕、会員増強、会員選考の各委員会と協力し、未充填職業の会員獲得に努力する。

出席委員会

委員長：玉 利 賢 介

委員：(副)上原 満・柴山 一清・高橋 良明・藤井 寛久・
桜美 義明

基本方針

クラブ会員に出席規定を知らせ、低い出席率の時は原因を探る。又、例会を欠席した時はメイクアップするよう奨励する。クラブ例会、地区大会、国際大会へ会員の出席を促進する。

本年度の計画

- ・連続出席者表彰
- ・出席スローガンを会場に掲示する。
- ・出席報告のあと次回例会の出席をお願いする。

親睦委員会

委員長：正 建二郎

委員：(副)中園 雅治・小山 幸義・佐伯 壽郎・東郷 三郎・
植渡 良一・村田 龍宏・深掘 孝・田畑 勇・
秋月 宗近・福元 紳一・濱田 悦郎・桐明桂一郎

基本方針

- ・会員相互の親睦をはかり、ビジター、ゲスト等、来訪者に親しみやすいクラブ作りに努める。
- ・新入会員がクラブに馴染んでもらうように気を配る。

本年度の計画

1. 観月会、クリスマス家族会を含む参睦会を年4回とする。
2. 有志によるゴルフコンペの実施(年4回)
3. ニコニコBOXの件数を増やす為の情報交換を行う。

ロータリー情報委員会

委員長：中 嶋 健

委員：(副) 柴川 周郎・高井 敏治・須田 正己・長柄 英男

基本方針

「ロータリーの事はロータリーで学びましょう」そして皆さんで親睦と奉仕の精神を高めて行きましょう。

本年度の計画

1. 新会員に対し、個別的に「入会時オリエンテーション」を実施する。
2. 新全員に対し、入会数ヶ月後に数名を単位として、「新会員との懇談会」を実施する。
3. 「月例学習会」(第一月曜日PM6.30～8.30ワシントンホテル2階)を国際ロータリーの「月間テーマ」に準拠したプログラムで充実させる。
4. 会員全員の御協力で「基本方針」が実行される様努力する。

会報・雑誌委員会

委員長：坂 木 貞 剛

委員：(副) 竹下 洋・野添 良隆・山下 健

基本方針

- (1) 毎週の例会毎にクラブ週報を発行し、クラブ内外の情報を会員に伝達する。
- (2) ロータリーの友のカバナー月信等のロータリー誌が積極的に愛読される様奨励し、必要に応じてその内容を紹介する機会を設ける。
- (3) クラブ活動の状況等の記録を残す様にする。

本年度の計画

- (1) 週報の内容充実に向けて努力する。
- (2) 前項を遂行するために各委員会と密接な連絡をとり情報の提供をお願いする。
- (3) クラブ内にインターネットのホームページを開設する件は検討する。

プログラム委員会

委員長：加藤 一徳

委員：(副)板木 泰文・三角桂次郎・岩元 紀彦・福田 一郎・

諏訪園 勲

基本方針

会員相互の理解と親睦を図る為、楽しく有意義な例会を目指す。会員卓話を重点とし、また、併せて会員外の時宜を得た「テーマ」「講師」の卓話で構成したい。

本年度の計画

1. 新入会員の卓話のチャンスを広げベテランとの組み合わせに配慮する。
2. 社会的関心や、時宜を得た問題を選択、各方面の団体個人にも卓話をお願いする。
3. ロータリーのテーマ、各月間活動に沿った内容を織り込む。

広報委員会

委員長：江口 清隆

委員：(副)深尾 兼好・小園 正人・平岡 禎吉

基本方針

地域社会の人々がロータリーの活動を正しく理解しその活動をあたたかく支援していただく為に、色々なメディアを通じて広報して行く。

本年度の計画

1. まずメディア関係者に年間活動計画を示して理解と協力を求める懇談会の実施(7月)
2. 広報を要する活動の情報提供を各委員会にお願い致します。

S A A 委 員 会

委員長：中 村 英 幸

委 員：(副) 諏訪園 隆・藤安 秀一

基 本 方 針

例会場の品位を高める為の努力をし、秩序正しい運営に努めゲスト・ビジターの方々にも再来していただけるような運営・設営にあたりたい。

本年度の計画

1. 定刻開始、定刻終了の厳守
2. ゲスト、ビジターの送迎を大事にしたい。
3. 会員相互の交流がなされるような会場にしていきたい。
4. ゲスト卓話中は私語を慎み禁煙の協力を働きかけたい。

職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：山 田 晴 彬

委 員：(副) 竹下 威・福田 正臣・田崎 一郎・片平 可也

基 本 方 針

職業奉仕は、ロータリークラブと会員の双方の責務であるというRI職業奉仕委員会の方針に従ってより高い倫理観視野の広い道徳観をもち職業奉仕の理想を実行普及するよう奨励する。

本年度の計画

1. 職業奉仕の認識を高めることを目標に基本方針である「職業宣言」を例会場に掲示する。
2. ボランティア委員会と協力し会員個人ならびロータリークラブとしてのボランティア活動に取組めるよう推進する。
3. 職場訪問10月7日(水)予定
4. クラブ会員の推薦を受け隠れた優良従業員の表彰を行う会員の方の御推薦がございましたらよろしく御願います。
5. 新世代委員会と協力してインターアクト高校における職業選択フォーラムを計画している。
6. クラブ会員それぞれ職業奉仕の実態や認識を理解する機会を設けたい。
7. 四つのテストの唱和の実施
8. 地域ボランティア団体の活動内容の充実を計りたい。

ボランティア委員会

委員長：山下 皓三

委員：(副) 本田 亨・古木 圭介・大平 重隆・山元 正明・

松田 忠臣・上原 満・中園 雅治・染川 周郎・

竹下 洋・板木 泰文・深尾 兼好・竹下 威・

若松喜八郎・鉦之原大助・藤川 毅・日高 好久・

村田 和雄・新川 靖博・山田 晴彬

基本方針

ロータリーのモットーである「超我の奉仕」の精神を喚起し、ボランティア活動をととして、地域社会に奉仕する。

職業奉仕委員会をはじめ社会奉仕委員会など各委員会と緊密に協力しながら奉仕活動を行う。

本年度の計画

1. ボランティア奉仕活動についての理解と啓発（学習会）を行う。
2. 各会員の活動についてのアンケート調査を行う。
3. ロータリアンの広範囲な技能を活した活動を推進する。

社会奉仕委員会

委員長：菅 富男

委員(副) 若松喜八郎・江夏 洋・川平建次郎

基本方針

高齢化社会の到来が間近い今日、地域社会が何をロータリーに求めているかを模索し、実践可能な奉仕活動をすべく努力する。

本年度の計画

- I. 継続プログラムは従来通り実行する。
 - ① ロータリー賞
社会奉仕実践者に対して、『ロータリー賞』を贈る。
 - ② 社会福祉施設『ゆうかり学園』の訪問
 - ③ 西鹿兒島駅前の清掃（RACへの協力）
- II. 新しいプログラムの試み
西RACが21世紀へ向けて継続実践できるプログラムを探し出す。

新 世 代 委 員 会

委員長：松 田 健 一

委 員：（副） 鋒之原大助・水流 洋・三反田藤男

基 本 方 針

青少年が社会奉仕の理念追求のための活動ができる環境づくりにこころがける。あわせて、よき指導者育成に尽力する。そのためインターアクト委員会と密に連携をとり、青少年と共に行動し思考する社会を多く企画し理解と啓蒙に努める。

本年度の計画

- ① 青少年との話しあいの場を企画し、上記活動の環境づくりをする。
- ② 青少年、インターアクトの活動、会合に積極的に参加する。
- ③ インターアクトの会員増強に協力する。

ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 会

委員長：南 徹

委 員：（副） 藤川 毅・福地 眞・江口 一・別府 洋・徳留 忠敬

基 本 方 針

国際ロータリーによって規定される、「標準ロータアクトクラブ定款、細則」に則り、ロータアクト会員がクラブ参画の意義を自らの力で見いだせるよう助言、指導、協力する。会員各自が自からの力で考え、行動し、他との進歩的調和を計り、自立の精神樹立の自己啓発に努められるように助言していく。

1. 指導能力開発の助言。
2. 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養えるように。
3. すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識できるように。
4. 指導者としての資質という面でも、職業上の責務上の遂行するという面でも、道徳的基準が大切であることを認識してもらい、実践、推進するように。
5. 地域社会と世界各地のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を深められるように。
6. 地域社会に奉仕し、かつ、国際理解と全人類に対する善意を推進するために、個人として、また、団体として、活動する機会を積極的に求めるように。

本年度の計画

1. 会員としての意義、哲学の確立。

2. 会員増強及び、会員相互の意思の疎通に協力。

(1) ローターアクトクラブ例会

・第一、三木曜日、午後7時～9時、青少年会館/鶴池新町

(2) ローターアクトの意義を再認識する為の冬と夏のキャンプ

(3) ロータリアンの卓話(2カ月に1回)

(4) JR西鹿兒島駅前の清掃作業(第1日曜日・午前6時半)

(5) 「愛の聖母園」訪問(第1日曜日・清掃作業のあと)

(6) 各種研修会参加(クラブ内、分区内、地区内、RYLA、その他)

(7) 内外クラブとの交歓会

(8) バザー、クリスマス会、忘年会、年度末パーティ等会員親睦会

インターアクト委員会

委員長：池田 勝一郎

委員：(副)日高 好久・森田 幸次・瀬戸口良一

基本方針

- 青少年に、社会奉仕の精神思想を植えつけ地域および国際社会で奉仕活動が出来る様に指導、援助を行う。

本年度の計画

1. インターアクト年次大会への参加(8/1～8/3)
1. インターアクト協議会へ出席する。
1. 国際奉仕委員会と協力して、サンタローザ交換学生と親睦をはかる。
1. 職業選択フォーラムをおこなう。
1. 会員増強をはかる。

国際奉仕委員会

委員長：黒木 幸一

委員：(副)村田 和雄・池口 恵観・下田 時生

基本方針

ロータリー活動(奉仕の精神)を通じて、国際親善を推進し世界の人々をより理解し、国際平和に寄与する。

本年度の計画

- 1) サンタローザ友好協会の主催する青少年交換プログラムに協力する。
- 2) 個人的な国際奉仕活動家を紹介し、その活動状況を報告する。

ロータリー財団委員会

委員長：原田 隼男

委員：(副)新川 靖博・徳田 基・岩男 秀彦・天本 美信

(米山奨学部・永松 実夫)

基本方針

ロータリー財団、米山奨学会の設立をされた目的と内容を理解してもらい現在の活動状況を説明していく。

本年度の計画

1. ポールハリスフェロー、準フェローの増加に努力する。
2. 米山奨学会への理解を深めることによって寄付金の増加に努力する。

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

第 1 条

名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第 2 条

区 域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ－西田橋－高麗橋に至り西へ高麗町本通り－大学通り－中郡電停－更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。（但し、旧谷山市に属する区域を除く）

第 3 条

網 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた事業人と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第 4 条

会 合

第1節

1. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
2. 但し非常の場合または正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
3. また、例会が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取りやめることができる。

本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度

に2回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第 5 条 会 員 身 分

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類。本ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

第3節 正会員。

1. 本クラブは、次の資格条件を有する人を正会員に選ぶことができる。

- (i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であるか、または
- (ii) 一般に認められた有益な事業または専門職務において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか、または
- (iii) 一般に認められた有益な事業または専門職務の地方代理店または支店を管理権をもって担当する地方代理人または支店代理人または支店代表者を勤めていること、そして以上いずれの場合も、同人がクラブにおいて分類される事業または専門職務に、自らかつ現実に携わっており、そしてその事業場またはその住居が本クラブの区域限界内もしくはクラブの存在する市の行政区域内または直接に隣接するクラブの区域限界内、または既存ロータリー・クラブの区域に含まれない直接に隣接する地域社会内にあることを要する。

2. 報道機関、宗教および外交官の職業分類を除き、そして、本条第4節に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類ごとに1名より多くの正会員があってはならない。

第4節 アディショナル正会員。

- (a) 本クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の事業または専門職務に現実に従事している者をもう1人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、本条第1節および第3節において正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員に同じとする。
- (b) 本クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、(i) かつて他のロータリー・クラブの正会員であった者と、(ii) ローターアクト・クラブの会員であった者でそれぞれがその現実に携わっている事業の場またはその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。但し
 - (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について、本項の下に上記カテゴリーのそれぞれから選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする。

- (2) カテゴリー(i)の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。
- (3) カテゴリー(ii)の下に会員に選ばれるためには少なくとも4年間、一つ又はいくつかのローターアクトクラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ローターアクトクラブ会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということではなければならない。
- (4) このアディショナル正会員は、第4節(a)項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてはすべてその資格は正会員と同じである。
- (c) 職業分類の保持者の正会員身分が終結したか、または、その保持者がシニア・アクティブ会員になった場合、あるいは、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、第4節(a)項および(b)項の下に選ばれたアディショナル正会員の会員身分は次のように扱われるものとする。
- (i) このようなアディショナル正会員が1名しかいない場合、この人は自動的に正会員となり、職業分類の保持者となるものとする。
- (ii) アディショナル正会員が2名以上いる場合、そのときクラブはそのうち1名を選挙して、正会員とし、職業分類の保持者とするものとする。
- (iii) 前述の(ii)項の規定に従って、アディショナル正会員の1人が正会員に選ばれたとき、他のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

第5節 シニア・アクティブ会員。

- (a) 本クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各項に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。
- (i) 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
- (ii) 現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者。
- (iii) 現在65歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
- (iv) 現在国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。
- (b) 本クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であつた者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、本クラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。
- (c) 1. シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典および責任を持つものとする。
- (i) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
- (ii) 本条第4節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。
2. 本クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している事業または専門職務の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

第6節 パスト・サービス会員。

- (a) 現職から引退したが、その他の点では適格の地位にあったことなど、本クラブ定款第5条第3節の下に、ロータリークラブ会員の資格を備えている人はこれをパスト・サービス会員に選挙することができる。

パストサービス会員が、本クラブの元正会員でなければ入会金の支払を要するものとする。

(b) 本人の落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることができる。

(c) パスト・サービス会員は、事業または専門職務の職業分類を代表しないこと、シニア・アクティブ会員になることができないこと（但し本条第5節(a)項に規定されている場合を除く）および本条第4節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、正会員の持つすべての権利、特典および責任を有するものとする。

第7節 二重会員。

いかなる人も、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員の資格を同時に保持することはできない。いかなる人も本クラブにおいて同時に正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、名誉会員の資格を同時に保持することはできない。

第8節 名誉会員。

1. ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を、本クラブの名誉会員に選挙することができる。
2. 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。本クラブのいかなる役職にも就くことができない。職業分類を代表しない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席ことができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

第9節 宗教、報道機関および外交官。

二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞社および／またはその他の報道機関の各代表者および二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が本定款に定められた資格条件を備えていることを要する。

第10節 公職。

1. 一定の任期を限って選挙または任命によって公職に在る者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。
2. 本クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙または任命の直前に同人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第11節 国際ロータリーの職員。

本クラブは、国際ロータリーと雇用関係に入ったクラブ会員の会員身分を、その雇用関係の続く限り、保持せしめることができる。

第 6 条 職 業 分 類

第1節 職業分類。

(a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。

(b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそ

のように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

- (c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限。正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りではない。

第 7 条 出 席

第1節 本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 本クラブの前回の例会の定例の前14日または後14日以内に、

- (i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー村落共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、
- (iii) 国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー研究会、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て招集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会、または国際ロータリー理事会の承認を得た他の会合、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
- (iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
- (v) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会のときは、

- (i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (ii) 国際ロータリーの役員または委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。

- (iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (iv) 国際ロータリーに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (v) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、国際ロータリーまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
- (vi) 本クラブ理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、本クラブの例会に出席できない場合。

第2節 メークアップの通知。本条第1節(a)項の(ii)、(a)項の(iii)、(b)項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

第3節 免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 1. 長期にわたる健康不良／傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実に不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。この場合、この人の欠席は、クラブの出席記録に算入されないものとする。2. ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメークアップできないことを確認するものとする。

(b) シニア・アクティブ会員の場合。

(i) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって、65歳に達していること。

(ii) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって、70歳に達していること。さらに、

出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告していること。このような場合、理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

第 8 条

理事および役員

第1節 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければ

ならない。

第3節 本クラブの役員は、会長、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、および副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事であっても、また理事でなくとも差し支えない。

第4節

1. 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
2. 会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
3. 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの現職なき正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、またはパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトは次期ガバナーから特に免除されない限り会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告しなければならない。

第 9 条

入会金および会費

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第 10 条

会員身分の存続

第1節 期 間。会員身分は、次に定めるところによつて終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合。

- (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、(i)本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることができる。または、(ii)理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限つ

て、出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である。また、(iii) クラブの区域限界外へ移転する正会員は理事会の承認を得て会員身分を保持出来る。ただし、その会員は、同一職業分類の事業又は専門職務において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席、その他すべての条件に引き続き従わなければならない。(iv) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) パスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、パスト・サービス会員身分のままとする。

(c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

第3節 再入会。正会員の会員身分が前提第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結一会費不払。

1. 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。
2. このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第5節 終結一欠席。

(a) 本クラブの名誉会員を除く会員は、

- (1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
- (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が前記の規定通り出席出来ない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、自動的に終結するものとする。

(b) 本クラブの名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、自動的に終結するものとする。

第6節 他の原因による終結。

- (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (c) 前項(a)または(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。
- (e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。
- (f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄。いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 11 条

地域社会、国家および国際問題

第1節 地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しか

しながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節

(a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題または国際政策に関して、討議乃至見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また、書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

1. 本クラブは、ロータリーの創立記念日に始まる特別祝賀週間の期間中、ロータリーの奉仕活動を強調しようとするものである。この週間は、毎年2月23日に始まる1週間で、世界理解と平和週間と呼称する。

2. この特別週間は、これまでの業績を振り返る機会となる一方、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く最適の機会となる。

第 12 条

ロータリーの雑誌

第1節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクチブまたはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、会員身分を保持する限り国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌を有料で購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局または国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的な出版物の発行所に送金しなければならない。

第 13 条

綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第 14 条

仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できな

い論争が、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決さるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第 15 条

細 則

本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

第 16 条

解 釈 の 仕 方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞（h e , h i s , h i m）又は女性名称が使われていたとしても、それは男女を含むものとする。

第 17 条

改 正

第1節 時。本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会または国際ロータリー国際大会によってのみ改正できる。その方式については、国際ロータリー細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 提案者。本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内R I審議会もしくは大会、規定審議会または国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手 続。

1. 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の5月1日までに、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。
2. 国際ロータリーの事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに、すべての規定審議会の全構成員と各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。
3. 審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案を、ひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求め

なければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。アドイショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナーあるいは国際ロータリー理事会の指示により、再審議する場合、国際ロータリー細則2020、4節に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第 1 条

理事および役員の選挙

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計および6名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た6名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第 2 条

理 事 会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された6名の理事、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計および直前会長である。

第 3 条

役 員 の 任 務

第1節 会長。本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第2節 副会長（会長エレクト）。会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。副会長は会長エレクトを兼ねる。

第3節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報

告を提出した7月1日または1月1日後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第4節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他その職に付随する任務を行なうにある。その職をさるに当っては、会計はその保管する総ての資金・計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

第5節 会場監督。会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

第 4 条 会 合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの暇疵なき会員はすべて、名誉会員（又は標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

第3節 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第2週水曜日に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集さるべきものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会のメンバーの過半数を以て理事会の定足数とする。

第 5 条 入会金及び会費

第1節 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

第3節 途中入会者に対しては入会金全額、年会費は残存月額で納入すべきものとする。（1,000円未満は切り捨て）

第 6 条 採決の方法

本クラブの議事は、役員及び理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決を以て処理されるものとする。

第 7 条 委員会

第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事のなかから任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって職業奉仕委員会、社会奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

出席委員会

会報雑誌委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

親睦委員会

プログラム委員会

広報委員会

次の委員会に毎年1名又は数名の委員を任命するものとする。

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 会報雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に入れなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第 8 条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事柄を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(d) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(e) 会報雑誌委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に参与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。またこの委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他のあらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f) 親睦委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(g) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(h) 広報委員会

この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、(1) 会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2) 会員、とくに新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3) 会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4) 会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方法を考案しこれを実施するものとする。

(j) ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦

する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行う。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) ボランティア委員会

この委員会は地域社会におけるボランティア活動の推進とボランティア精神の啓蒙活動を行う。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第4節 新世代委員会

この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの新世代への奉仕活動に責任を持ち、新世代への奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) ローターアクト委員会

この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクトクラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクトクラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

(b) インターアクト委員会

この委員会は、インターアクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターアクトクラブの会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界情勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成するインターアクトクラブ育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第6節 ロータリー財団委員会

この委員会は、ロータリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役

立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

第 9 条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第 10 条 財 務

- 第 1 節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。
- 第 2 節 すべての勘定書は役員 2 名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手又は銀行振込もしくは現金を以て支払わるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年 1 回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監督が行なわれなければならない。
- 第 3 節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。
- 第 4 節 本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間及び 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の 2 半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年 7 月 1 日及び 1 月 1 日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわれるべきものとする。
- 第 5 節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第 11 条 会員選挙の方法（すべての会員身分について）

- 第 1 節 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員によって推薦された会員候補者氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。
- 第 2 節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。
- 第 3 節 理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認をまたは不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- 第 4 節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。
- 第 5 節 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会

員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異義の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異義の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名譽会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定をR Iに報告しなければならない。

第 12 条 決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 13 条 議 事 の 順 序

開 会 宣 言

来訪ロータリアンの紹介

来信及び告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新 規 議 事

スピーチその他のプログラム

閉 会

第 14 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

(付 則)

1. この細則は平成10年7月1日から実施する。

鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥5,000相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥10,000と 20,000相当のお花
2. 夫 人 ¥10,000
3. 父母又は子女 ¥ 5,000

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

第1条（目的）

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし、奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

第2条（基金）

奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実に努める。

第3条（基金の運用）

基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

第4条（奨学金の給付対象）

当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

第5条（奨学金の給付金額及び対象人数）

昭和61～62年度は月額1万円、対象人数は8名とする。

第6条（奨学金給付者の選考）

奨学金給付者は、毎年4月、各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

第7条（その他）

其の他必要な事項は理事会に於て決定する。

第8条（附則）

本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

備考

昭和55年4月より月額5,000円、対象人数は6名以内で実施されたが、昭和57年4月より月額1万円に改めた。

1997～98年度 収支決算書

鹿児島西ロータリークラブ
(単位 円)

費 目	平成9年度 予 算 額	平成9年度 決 算 額	差 異	
〔 収 入 の 部 〕				
前 年 度 繰 越 金	3,450,555	3,450,555		
年 会 費	18,050,000	18,242,200	△ 192,200	
雑誌代(ロータリーの友)	239,400	241,920	△ 2,520	
入 会 金	420,000	420,000	0	
財団寄付金(入会時)	14,040	14,820	△ 780	
ビ ジ タ ー 会 食 費	342,000	273,600	68,400	
家 族 会 会 費	475,000	485,000	△ 10,000	
雑 収 入	10,000	82,478	△ 72,478	
特 別 基 金 収 入	950,000	980,000	△ 30,000	
収 入 合 計	23,950,995	24,190,573	△ 239,578	
〔 支 出 の 部 〕				
事 務 局 関 係	人 件 費	2,610,000	1,986,100	623,900
	退 職 給 与 準 備 金	0	0	0
	通 信 費	360,000	409,873	△ 49,873
	事 務 用 品 費	120,000	200,367	△ 80,367
	印 刷 費	500,000	715,838	△ 215,838
	厚 生 福 利 費	310,000	41,544	268,456
	交 通 費	100,000	206,480	△ 106,480
	図 書 費	10,000	0	10,000
小 計	4,010,000	3,560,202	449,798	
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	30,000	0	30,000
	会 員 増 強	10,000	1,000	9,000
	会 員 選 考	10,000	0	10,000
	職 業 分 類	10,000	0	10,000
	出 席	120,000	108,000	12,000
	S A A	20,000	18,356	1,644
	親 睦	1,400,000	1,579,852	△ 179,852
	ロ ー タ リ ー 情 報	250,000	331,537	△ 81,537
	会 報 雑 誌	1,200,000	936,915	263,085
	プ ロ グ ラ ム	200,000	120,000	80,000
	広 報	100,000	3,943	96,057
職 業 奉 仕	60,000	68,400	△ 8,400	
ボ ラ ン テ ィ ア	60,000	0	60,000	

費 目		平成9年度 予 算 額	平成9年度 決 算 額	差 異
委員会関係	社 会 奉 仕	150,000	165,788	△ 15,788
	ロ ー タ ー ア ク ト	600,000	600,000	0
	青 少 年 奉 仕	420,000	363,691	56,309
	国 際 奉 仕	600,000	355,799	244,201
	R 財 団 米 山 奨 学 金	100,000	64,947	35,053
小 計		5,340,000	4,718,228	621,772
R I 関 係	人 頭 分 担 金	389,025	399,945	△ 10,920
	7/2~9/30入会者比例人頭分担金	5,118	6,142	△ 1,024
	1/2~3/31入会者比例人頭分担金	5,118	3,412	1,706
	ロ-タリ-財団寄付(入会時)	14,040	15,600	△ 1,560
	ロ-タリ-財団寄付	570,000	570,000	0
	規 定 審 議 会 分 担 金	11,115	10,764	351
	ロ-タリ-の友購読料	239,400	314,894	△ 75,494
米 山 記 念 奨 学 金	190,000	185,000	5,000	
小 計		1,423,816	1,505,757	△ 81,941
地 区 関 係	地 区 活 動 資 金	323,000	314,500	8,500
	ガバナー会運営協力金	19,000	18,500	500
	ロ-タリ-文庫運営協力金	28,500	27,750	750
	青 少 年 交 換 資 金	19,000	18,400	600
	世界社会奉仕資金	57,000	55,500	1,500
	G S E 資 金	114,000	111,000	3,000
	青少年活動資金(ライラ)	76,000	73,600	2,400
	ロ-タ-アクト活動資金	76,000	74,000	2,000
	ガバナー事務所費	218,500	212,750	5,750
	ガバナーノミニ-事務所費	47,500	46,000	1,500
	月 宿 購 読 料	152,000	148,000	4,000
	地 区 大 会 分 担 金	475,000	460,000	15,000
	地 区 協 議 会 費	200,000	160,000	40,000
小 計		1,805,500	1,720,000	85,500
そ の 他	会 議 費	300,000	224,854	75,146
	会 食 費	6,000,000	5,669,491	330,509
	雑 費	950,000	1,054,243	△ 104,243
	備 品 費	400,000	118,597	281,403
	特 別 基 金	945,000	980,000	△ 35,000
地 区 大 会 費 用	500,000	0	500,000	
小 計		9,095,000	8,047,185	1,047,815
支 出 合 計		21,674,316	19,551,372	2,122,944
差引残高(予備費)		2,276,679	4,639,201	

特 別 会 計

(単位 円)

費 目	平 成 9 年 度 平 予 算 額	平 成 9 年 度 平 決 算 額	差 異
〔ニコニコ箱寄付金積立金〕			
〔 収 入 〕			
前 年 度 繰 越 金	555,760	555,760	
寄 付 金 収 入	1,600,000	1,730,000	△ 130,000
雑 収 入	1,000	793	207
収 入 合 計	2,156,760	2,286,553	△ 129,793
〔 支 出 〕			
西 R C 奨 学 金 へ 繰 入	720,000	720,000	0
県 立 図 書 館 贈 呈 費	100,000	0	100,000
支 出 合 計	820,000	720,000	100,000
差 引 残 高	1,336,760	1,566,553	
〔西ロータリークラブ奨学金〕			
〔 収 入 〕			
前 年 度 繰 越 金	9,282,466	9,282,466	
雑 収 入	15,000	27,928	△ 12,928
ニコニコ寄付金積立より繰入	720,000	720,000	0
収 入 合 計	10,017,466	10,030,394	△ 12,928
〔 支 出 〕			
奨 学 金	720,000	720,000	0
通 信 費	10,000	5,040	4,960
支 出 合 計	730,000	725,040	4,960
差 引 残 高	9,287,466	9,305,354	
〔 特 別 積 立 金 〕			
〔 収 入 〕			
前 年 度 繰 越 金	4,728,022	4,728,022	
基 金 特 別 負 担 金	950,000	980,000	△ 30,000
雑 収 入	10,000	9,905	95
収 入 合 計	5,688,022	5,717,927	△ 29,905

財 産 目 録

平成10年6月30日

資 産 の 部

区 分	内 訳	金 額	備 考
預 金	南日本銀行(普通) 口座番号 20709	円 4,639,201	一般会計
預 金	” (普通) 493160	1,566,553	ニコニコ寄付金
預 金	” (定期)	9,000,000	西ロータリー奨学金
預 金	” (普通) 181591	305,354	”
預 金	” (定期)	5,600,000	記念行事特別基金
預 金	” (普通) 368438	117,927	”
合 計		21,229,035	

監 査 報 告 書

鹿児島西ロータリークラブ

会 長 高 山 義 則 殿

私は、鹿児島西ロータリークラブの1997年7月1日より1998年6月30日に至る年度の一般会計及び特別会計について、監査を行いました。

監査の結果、上記の会計はいずれも適正に処理されており、各計算書類は当クラブの収支及び財産の状況を正しく表示しているものと認めました。

平成 10 年 7 月 8 日

公認会計士 中 村 一 雄



1998～99年度 収支予算書

鹿児島西ロータリークラブ
(単位 円)

費 目	平成10年度 予 算 額	備 考
〔収入の部〕		
前年度繰越金	4,639,201	
年会費	18,050,000	95,000×95×2
雑誌代(ロータリーの友)	239,400	1,260×95×2
入会金	420,000	35,000×12
財団寄付金(入会時)	16,800	10ドル×140×12
ビジター会食費	342,000	1,900×4×45
家族会会費	475,000	5,000×95
雑収入	10,000	
特別基金収入	950,000	5,000×95×2
収入合計	25,142,401	
〔支出の部〕		
事務局関係	人件費	2,500,000
	退職給与準備金	0
	通信費	450,000
	事務用品費	250,000
	印刷費	600,000
	厚生福利費	50,000
	交通費	200,000
	図書費	10,000
	小計	4,060,000
委員会関係	クラブ奉仕	30,000
	会員増強	10,000
	会員選考	10,000
	職業分類	10,000
	出席	120,000
	S A A	50,000
	親睦	1,500,000
	ロータリー情報	250,000
	会報雑誌	1,200,000
	プログラム	200,000
	広報	100,000
職業奉仕	60,000	
ボランティア	60,000	

費 目		平成10年度 予 算 額	備 考
委員会関係	社 会 奉 仕	200,000	
	ロ ー タ ー ア ク ト	600,000	
	新 世 代	420,000	
	国 際 奉 仕	700,000	送り出し500,000含む
	R 財 団 米 山 奨 学 金	100,000	
小 計		5,620,000	
R I 関 係	人 頭 分 担 金	465,500	17.5×140×95×2
	7/2~9/30入会者比例人頭分担金	6,125	8.75×140×5
	1/2~3/31入会者比例人頭分担金	6,125	8.75×140×5
	ロ-タリー財団寄付(入会時)	16,800	10×140×12名
	ロ-タリー財団寄付	570,000	500×95×12(百万\$食事)
	ロ-タリーの友購読料	239,400	1,260×95×2
	米 山 記 念 奨 学 金	190,000	1,000×95×2
小 計		1,493,950	
地 区 関 係	地 区 活 動 資 金	323,000	1,700×95×2
	ガバナ-会運営協力金	19,000	100×95×2
	ロ-タリー-文庫運営協力金	28,500	150×95×2
	青少年交換資金	19,000	200×95
	世界社会奉仕資金	57,000	300×95×2
	G S E 資 金	114,000	600×95×2
	青少年活動資金(ライ)	81,700	800×95 60×95
	ロ-タ-アクト活動資金	76,000	400×95×2
	インタ-アクト活動資金	9,500	50×95×2
	ガバナー事務所費	218,500	1,150×95×2
	ガバナー/ミニ-事務所費	47,500	500×95
	月 借 購 読 料	152,000	800×95×2
	地 区 大 会 分 担 金	475,000	5,000×95
	地 区 協 議 会 費	200,000	10,000×20
小 計		1,820,700	
そ の 他	会 議 費	300,000	
	会 食 費	6,000,000	
	雑 費	1,200,000	鶴岡40周年 2004 RI大阪190,000(5年分の1年目)
	備 品 費	400,000	
	特 別 基 金	950,000	10,000×95
地 区 大 会 費 用	500,000	バス代	
小 計		9,350,000	
支 出 合 計		22,344,650	
差引残高(予備費)		2,797,751	

特 別 会 計

(単位 円)

費 目	平成10年度 予 算 額	備 考
〔ニコニコ箱寄付金積立金〕		
〔 収 入 〕		
前 年 度 繰 越 金	1,566,553	
寄 付 金 収 入	1,500,000	
雑 収 入	1,000	
収 入 合 計	3,067,553	
〔 支 出 〕		
西 R C 奨 学 金 へ 繰 入	720,000	
支 出 合 計	720,000	
差 引 残 高	2,347,553	
〔西ロータリークラブ奨学金〕		
〔 収 入 〕		
前 年 度 繰 越 金	9,305,354	
雑 収 入	20,000	
ニコニコ寄付金積立より繰入	720,000	
収 入 合 計	10,045,354	
〔 支 出 〕		
奨 学 金	720,000	
通 信 費	10,000	
支 出 合 計	730,000	
差 引 残 高	9,315,354	
〔 特 別 積 立 金 〕		
〔 収 入 〕		
前 年 度 繰 越 金	5,717,927	
基 金 特 別 負 担 金	950,000	
雑 収 入	10,000	
収 入 合 計	6,677,927	

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

1998年7月



鹿児島西ロータリークラブ

充填及び未充填職業分類表

1998年7月

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
1	農 機 具 工 業	31	園 芸
2	農 芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷 暖 房	33	施 設 及 び 病 院
4	畜 産 業	34	保 健
5	団 体	35	鉄 鋼 業
6	自 動 車 工 業	36	宝 石 ・ 貴 金 属
7	酒 精 飲 料	37	洗 濯 及 び 装 置
8	清 涼 飲 料	38	法 律 業
9	放 送	39	皮 革 工 業
10	建 築 材 料	40	機 械 及 び 装 置
11	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	41	動 物 性 食 品
12	化 学 工 業	42	医 療 器 具 及 び 機 械
13	被 服 工 業	43	医 師
14	通 信 事 業	44	薬 劑 師
15	菓 子 業	45	金 属 工 業
16	建 設 業	46	鋁 油 工 業
17	綿 業	47	楽 器 用 品
18	衣 料 及 び 雑 貨	48	事 務 用 品
19	教 育	49	光 学 製 品
20	電 気 及 び 電 子 工 業	50	塗 料 及 び 装 飾
21	金 融	51	紙 工 業
22	芸 術	52	写 真 業
23	消 防 及 び 防 火	53	物 理 療 法
24	漁 業	54	印 刷 及 び 出 版
25	食 品 工 業	55	宣 伝 業
26	植 物 性 食 品	56	不 動 産 業
27	家 具 及 び 備 品	57	リ ク リ エ ー シ ョ ン
28	ガ ス 工 業	58	冷 凍 教 養
29	ガ ラ ス 工 業	59	宗 教
30	金 物	60	ゴ ム 工 業

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
61	船 舶 及 び 航 海 用 具	66	車 輛 工 業
62	網 業	67	上 下 水 道 及 び 灌 漑
63	石 材 工 業	68	木 材 工 業
64	倉 庫	69	羊 毛 工 業
65	運 輸	70	サ - ビ ス 業

関連分類 70種（内充填27種, 未充填43種）

分 類 145種（内充填60種, 未充填85種）

会員総数 96名

内 訳 正 会 員 60名

アディショナル会員 0名

シニア・アクチブ会員 36名

パスト・サービス会員 0名

〈名 誉 会 員〉 3名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
鮫 島 志芽太	単 科 大 学	鹿児島経済大学
福 田 敏 之	民 間 放 送	(株)南日本放送
池 田 廣	放 射 線 科 医	池田放射線科診療所

職 業 分 類 表

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会	勤務先
1	農機具工業					
2	農 芸					
3	冷 暖 房	冷暖房配布 空調機	菅 富 男 玉 利 賢 介	函南工業㈱ 函南日本化学洗淨		
4	畜 産 業					
5	団 体	社会教育			平 岡 禎 吉	財団法人喜界育英会
6	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売	本 田 亨	鹿児島日産自動車㈱	佐 伯 壽 郎 水 淵 清 治	トヨタオート鹿児島㈱ 水淵産業㈱
7	酒精飲料	酒類配布				
8	清涼飲料					
9	放 送	民間放送	桐 明 桂 一 郎	㈱鹿児島放送		
10	建築材料	セメント配布 産業機械配布			江 夏 洋	㈱ニットク

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
11	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	徳留忠敬 森永茂樹	徳留忠敬税理士事務所 森永労務管理事務所	中村一雄	中村公認会計士事務所
12	化学工業	家庭薬配布			村田和雄	㈱ムラタ薬品
13	被服工業					
14	通信事業	通話事業 通信事業 情報サービス	高橋良明 江口清隆	NTT-TE九州 アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造			岩田泰一	(名)明石屋菓子店
16	建設業	道路建設 請負業 コンクリート建築 建築設計 港湾建設 建築 建築コンサルタント 土木 プレハブ建築 商業建築 建設設備 技能者訓練 商店建築業	福地 眞 須田 正己 三反田 藤男 諏訪園 隆 田崎 一郎 有馬 戦男 大平 重隆 中村 英幸	㈱大洲建設 ㈱須田建設工業 ㈱三反田藤男設計事務所 坂本建設(株) ダイワ新建(株) 太陽熱温水器(株) 大平工業(株) ㈱城山	木治屋 克己 上原 満	五十鈴建設工業(株) ㈱双建設事務所

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ会	勤務先
17	綿糸	綿製品配布			岩元基	(株)カクイックス
18	衣料及び雑貨	百貨店 衣料配布 雑貨配布	東郷三郎 榎田浩典	(株)山形屋 (有)エノキダ洋服店	桜美義明	(株)桜物産
19	教育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 木工学道	南諏訪園 徹勵 松田健一	ID外語学院 鹿児島高等学校 鹿児島大学教育学部	海江田卓夫 永松實夫	放送作家
20	電気及び電子工業	電気	山田晴彬	山田電気(株)		
21	金融	商業銀行 外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受業 証券業 相互銀行業 証券取引業	別府洋一 江口龍宏 森田幸次	鹿児島銀行武町支店 さくら銀行鹿児島支店 (株)富士銀行鹿児島支店 大和証券鹿児島支店	岩元紀彦	(株)南日本銀行
22	芸術					

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会員	勤務先
23	消防及び防火					
24	漁業	水産物配布	竹下 洋	㈱竹下清蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子製製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸造 漬物製造 食品製造	原田 隼 男 藤 安 秀 一 中 園 雅 治 田 畑 勇	㈱ハラシヨク 藤安醸造㈱ ㈱中園久太郎商店 ケービー食品	高井 敏 治 山 元 正 明	㈱タカイ 河内源一郎商店㈱
26	植物性食品					
27	家具及び備品					
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布				田 中 寛 吉 ㈱田中商店
29	ガラス工業	ガラス配布	福 田 一 郎	福田ガラス工業㈱	小 園 正 人	㈱小園硝子商会
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・ リゾート及び レストラン	ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華)	正 建二郎	㈱正商店	小 山 幸 義	㈱鶴鳴館

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ会	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 身障者施設 老人保健施設	樋渡良一	土橋病院	福田正臣 水流洋	清風病院 社会福祉法人落穂会ゆうかり学園
34	保 険	火災保険 生命保険 団体保険 ガン保険	藤井寛久 瀬戸口良一 深掘孝	富士火災海上保険鹿児島支店 日本生命鹿児島支社 安田生命鹿児島支社	松田忠臣	九州保険サービス(株)
35	鉄 鋼 業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ	中 嶋 健	旬第一ドライ	山 下 健	(株)鹿児島ドライ
38	法 律	民事弁護士 商事弁護士 公証人	染川周郎 福元紳一 秋月宗近	染川法律事務所 福元法律事務所 鹿児島公証人合同役場	徳田基 竹下威	染川法律事務所
39	皮 革 工 業					
40	機 械 及 び 装 置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造			玉川哲生	セイカ食品(株)
42	衣料器具及び機械					

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会員	勤務先
43	医 師	胃腸科医	小田代 憲一	小田代病院	高山 義則 太原 春雄 山下 皓三 片平 可也 坂元 明雄	高山内科医院 紫原たはら病院 山下歯科 片平皮膚泌尿器科 岩尾病院
		内科医				
		歯科医	柴山 一清	柴山歯科		
		口腔外科医	野添 良隆	中央ビル野添歯科		
		小児歯科医	濱田 悦郎	城西歯科クリニック		
		皮膚泌尿器科医				
		耳鼻咽喉器医	黒木 幸一	黒木耳鼻咽喉科		
		産婦人科医				
		整形外科医				
		放射科医	川平 建次郎	医療法人建屋会川平クリニック		
外科医						
循環器科医	長柄 英男	植村病院				
医療法人	鉾之原 大助	医療法人卓翔会市比野記念病院				
44	薬剤師	調剤薬局	池田 勝一郎	平和薬局		
45	金属工業	金属工業				
46	鉱油工業	製油配布			三角 桂次郎	(株)ミスミ
47	楽器用品					
48	事務用品	事務用品配布	板木 泰文	鹿児島メディア(株)		
49	光学製品					

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会員	勤務先
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布	下田時生	(株)コニカカラー鹿児島		
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印刷 新聞発行 報道 学校図書出版販売	坂木貞剛 天本美信 加藤一徳	県庁書店 アジア印刷(株) (株)南日本新聞社	前田樹一郎	育英社(株)
55	宣伝	広告取扱 イベント企画	深尾兼好	(株)シイツウ		
56	不動産	不動産鑑定				
57	レクリエーション	観光事業			古木圭介	グローバルユースビューロー
58	冷凍					
59	宗教	仏教			池口恵観	最福寺

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ会	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布				
63	石材工業					
64	倉庫	倉庫業				
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸	新川靖博	新川タクシー(株)	岩男秀彦	マリックスライン(株)
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム ビルディング管理 ビル清掃	若松喜八郎 日高好文 藤川毅	(株)セキュリティサービス (株)タイムリー (株)芙蓉商事		

会 員 名 簿

1998年7月



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	鮫島 志芽太	名誉会員	鹿児島経済大学	講師					890-0054	荒田一丁目32-6	254-3700
	福田 敏之	名誉会員	俳南日本放送	相談役	890-0051	高麗町5-25			890-0014	草牟田一丁目22-40	222-4586
	池田 廣	名誉会員	池田放射線科診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665		890-0052	同左	257-4526
A	有馬 戦男	建設設備	太陽熱温水器 ㈱	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	281-6666
	関本 美信	印刷	アジア印刷 ㈱	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
○	秋月 崇近	公証人	鹿児島公証人合同役場	公証人	892-0816	山下町17-12	222-2817	222-2391	890-0056	下荒田一丁目38-31 ストークマツジョン鹿児島1205号	255-8871
B	別府 洋	商業銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0063	中央町11-1	256-1121	250-0561	892-0871	吉野町2352-8	244-6534
E	榎田 浩典	衣料配布	㈱エノキタ洋服店	代表取締役社長	890-0053	中央町4-3	253-6966	253-6965	890-0053	同左	253-6965
	江口 清隆	通信事業	アイ電子工業 ㈱	代表取締役社長	890-0022	小野町3241-12	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106
	江口 一	外国為替銀行	さくら銀行鹿児島支店	支店長	892-0828	金生町5-9	222-2111	226-1350	892-0838	新屋敷町2-12 コンフォート鹿児島703	227-5790
F	福田 正臣	シニア・アクチブ (公立病院)	清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0854	長田町17-6	226-9669

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
I	岩元基	シニア・アクチブ (綿製品配布)	㈱カクイックス	代表取締役社長	891-0131	谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
	池田恵観	シニア・アクチブ (仏教)	最福寺	法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-4755 253-2155	890-0082	紫原二丁目35-13	257-0852
	岩男秀彦	シニア・アクチブ (海上運輸)	マリックスライン㈱	代表取締役社長	892-0823	住吉町15-11	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
	岩元紀彦	シニア・アクチブ (相互銀行)	㈱南日本銀行	相談役	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0082	紫原五丁目47-13	251-2866
	岩田泰一	シニア・アクチブ (和菓子製造)	㈲明石屋菓子店	代表社員	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
	板木泰文	事務機	鹿児島メディア㈱	代表取締役社長	891-1306	吉田町牟礼岡一丁目 21-7	294-8011	294-8012	891-1306	吉田町牟礼岡1-41-2	294-8508
	池田勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0085	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
K	小山華義	シニア・アクチブ ホテル(洋式)	㈱鶴鳴館	代表取締役社長	892-0842	東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
	小園正人	シニア・アクチブ (ガラス配布)	㈱小園硝子商会	代表取締役社長	891-0123	卸本町5-20	260-2345	260-2887	892-0871	吉野町9752	247-1787
	吉永圭介	シニア・アクチブ (観光事業)	グローバルユース ビューロー	専務取締役	892-0844	山之口町12-11	222-2175	223-1757	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
	木治屋寛己	シニア・アクチブ (コンクリート建築)	五十鈴建設工業㈱	代表取締役社長	892-0854	長田町1-16	225-1511	225-1510	892-0871	吉野町2914-50	243-1511
	江夏洋	シニア・アクチブ (産業機械配布)	㈱ニットク	代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西2-8-12	257-5018
	海江田草	シニア・アクチブ (高等学校)		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
	川平建次郎	放射線科医	医療法人建星会 川平クリニック	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エノキダビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
	黒木幸一	耳鼻咽喉科医	黒木耳鼻咽喉科	院長	890-0066	真砂町68-1	252-8292	285-5613	890-0064	鴨池新町26-2-1001	251-2940
	片平尚也	シニア・アクチブ (皮膚泌尿器科医)	片平皮膚泌尿器科	院長	890-0063	鴨池一丁目10-6	253-7069	258-1918	890-0063	鴨池一丁目6-25	257-6206
	加藤一徳	新聞発行	㈱南日本新聞社	取締役	892-0815	易居町1-2	225-9702	222-7805	892-0871	吉野町3216-58	244-6061

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
Q	梶 明 桂一郎	民間放送	㈱鹿児島放送 (KKB)	副社長	890-0062	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-1101	258-4505
M	三 角 桂次郎	シニア・アクチブ (精油配布)	㈱ ミ ス ミ	代表取締役 会長	891-0123	卸本町7-20	260-2200	260-2305	890-0025	原良町1797	254-3980
	水 瀨 清 治	シニア・アクチブ (自動車部品製造)	水 瀨 産 業 ㈱	代表取締役	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
	村 田 和 雄	シニア・アクチブ (家庭薬配布)	㈱ ム ラ タ 薬 品	代表取締役 社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	890-0086	日之出町10-2	257-9424
	森 永 茂 樹	社会保険労務士	森永労務管理事務所	所 長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311
	前 田 樹一郎	シニア・アクチブ (学校図書出版販売)	育 英 社	代表取締役 社長	890-0055	上荒田町22-3	251-5071	250-2575	890-0054	荒田一丁目50-11	257-3281
	松 田 忠 臣	シニア・アクチブ (ガン保険)	九州保険サービス㈱	代表取締役 社長	892-0846	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
	正 建二郎	ホ テ ル	㈱ 正 商 店	代表取締役 社長	890-0053	中央町16-3	256-0101	227-1372	890-0053	同左	256-0101
	松 田 健 一	木 材 工 学	鹿児島大学教育学部	教 授	890-0065	郡元一丁目20-6	285-7872	(共通) 285-7877	890-0144	下福元町5954-2	261-1389
	南 徹	英 語 教 育	I D 外 語 学 院	学 院 長	892-0848	平之町9-33	224-3451	224-3308	891-0102	屋ヶ峯1-4-20	265-1615
	村 田 龍 宏	短 期 金 融	富士銀行鹿児島支店	支 店 長	892-0828	金生町7-3	226-0165	226-6933	890-0061	天保山町15-11	252-0180
	森 田 幸 次	証 券 引 受	大和証券㈱鹿児島支店	支 店 長	892-0828	金生町6-9	223-5141	223-8160	890-0054	荒田1-40-11-601	256-4558
N	中 村 一 雄	シニア・アクチブ (公認会計士)	中村公認会計士事務所	所 長	892-0853	城山町4-11	224-3562	224-7030	890-0013	城山一丁目26-14	222-3909
	永 松 実 夫	シニア・アクチブ (美術教育)							890-0064	鴨池新町4-1-502	251-1727
	野 添 良 隆	口 腔 外 科 医	中央ビル野添歯科	院 長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	長柄 英 勇	循環器科	植村病院	院長	890-0003	伊敷町77	220-1730	228-9740	890-0003	伊敷町22-1	220-1730
	中村 英 華	商店建築業	城山	代表取締役 社	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
	中嶋 健	クリーニング	㈱第一ドライ	代表取締役 社	892-0842	東千石町2-31	222-1987	222-1615	892-0842	同左	223-9745
	中園 雅 治	漬物製造	㈱中園久太郎商店	専務取締役	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
O	大平 重 隆	技能者訓練	大平工業 ㈱	代表取締役 社	890-0021	小野二丁目8-10	220-5716	220-3927	890-0021	小野二丁目8-12	220-6321
	小田代 憲 一	胃腸科	医療法人恵徳会小田代病院	院長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	257-9055	890-0054	同左	253-8111
S	佐伯 壽 郎	シニア・アクチブ (自動車修理)	トヨタオート鹿児島 ㈱	専務取締役	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0044	常盤町929	258-3423
	三反田 藤 男	建築設計	㈱三反田藤男設計事務所	代表取締役 社	892-0847	西千石町8-1 能勢ビル2F	225-3888	227-1725	892-0811	玉里団地二丁目29-10	229-5616
	柴山 一 清	歯科医	柴山歯科	院長	892-0816	山下町9-34 柴山ハイツ2F	226-6482	226-6480	892-0816	山下町9-34 柴山ハイツ801号	224-1442
	須田 正 己	コンクリート 建	㈱須田建設工業	代表取締役 社	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	891-0102	星ヶ峯3-37-17	265-3083
	新川 靖 博	タクシー業	新川タクシー ㈱	代表取締役 社	890-0042	薬師二丁目14-24	254-7819	255-9529	890-0013	城西一丁目22-12	254-3384
	菅 富 男	冷暖房	因南工業 ㈱	代表取締役 社	890-0063	鴨池一丁目52-16	250-0711	250-6511	890-0025	原良町1260-4	255-4538
	坂元 明 雄	シニア・アクチブ (外科医)	岩尾病院	理事長	892-0837	甲突町17-18	225-3838	225-3372	890-0082	紫原六丁目35-9	255-3228
	染川 周 郎	弁護士	染川法律事務所	所 長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	下荒田二丁目25-15	250-2233
	諏訪園 勲	高等学校	鹿児島高等学校	校 長	890-0042	薬師一丁目21-9	255-3211	258-0080	891-0113	東谷山1-18-22	269-1626

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
S	坂本 貞剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
	諏訪 園隆	建築	坂本建設 ㈱	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
	桜美 義明	シニア・アクチブ (雑貨配布)	㈱桜物産	代表取締役社長	890-0053	中央町20-4	010-970-9047 251-2780	251-2781	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
	下田 時生	写真配布	㈱コニカカラー鹿児島	代表取締役社長	890-0836	錦江町3番1号	222-2211	222-2414	899-5652	始良郡始良町平松4206-2	0995 65-3184
	瀬戸 良二	生命保険	日本生命保険相互会社 鹿児島支店	支社長	890-0053	中央町11-5	255-1101	225-1107	892-0863	西坂元町7-1 ニュー17カブテ西坂元402	248-4976
T	高井 敏治	シニア・アクチブ (砂糖配布)	㈱タカイ	相談役	892-0082	泉町13-20	222-7111	222-5333	892-0846	加治屋町5-21	223-6453
	徳田 基	シニア・アクチブ (弁護士)	弁護士						890-0044	常盤町272-3	255-8964
	太原 春雄	シニア・アクチブ (内科医)	紫原たはら病院	院長	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
	玉川 哲生	シニア・アクチブ (アイスクリーム製造)	セイカ食品 ㈱	代表取締役社長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	282-6610	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
	永流 洋	シニア・アクチブ (身障者施設)	社会福祉法人落穂会 ゆかり学園	理事長	891-12	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
	田中 寛吉	シニア・アクチブ (液化圧縮ガス配布)	㈱田中商店	代表取締役社長	890-0003	伊敷町4602	220-6300	220-7824	890-0811	玉里団地一丁目68-5	229-5249
	竹下 威	シニア・アクチブ (公証人)	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
	高山 義則	シニア・アクチブ (内科医)	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3275	890-0063	鴨池二丁目17-7	257-1407
	竹下 洋	水産物配布	㈱竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	254-9121
	田崎 一郎	商業建築	㈱ダイワ新建社	社長	892-0847	西千石町4-2 グリーンパークビル	222-2231	224-6343	899-2202	日置郡東市来町長里860-11	274-4506
	玉利 賢介	空調機	㈱南日本化学洗浄	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	258-6396	890-0054	同左	253-2160
	高橋 良明	電話事業	N T T - T E 九州 鹿児島支店	支店長	892-0833	松原町3-4	227-9700	216-8104	890-0055	上荒田町9-24	252-8220

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅ID
T	東郷三郎	百貨店	㈱山形屋	代表取締役専	892-0828	金生町3-1	227-6111 227-6335	227-6867	890-0069	南郡元町5-14	254-9807
	徳留忠敬	税理士	徳留忠敬税理士事務所	所長	890-0043	鷹師2丁目5-5	256-6688	255-4404	890-0043	同左	257-3884
	田畑勇	食品製造	ケ-ビ-食品㈱	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
U	上原満	シニア・アクチブ (建築設計)	㈱双建設計事務所	代表取締役社長	890-0044	常盤町340-1	282-0753	282-0771	890-0044	同左	282-0053
W	若松喜八郎	防犯システム	㈱セキュリティサービス	代表取締役社長	890-0045	武1-42-2	252-3881	252-3841	890-0035	田上五丁目1-28	254-9596
Y	山下皓三	シニア・アクチブ (歯科医)	山下歯科	院長	890-0053	中央町5-41	253-6943	253-6951	890-0053	中央町5-41第8ト- カンマンション508号	256-0390
	山元正萌	シニア・アクチブ (種子製造配布)	河内源一郎商店㈱	代表取締役社長	892-0802	清水町13-27	247-2253	248-2440	892-0802	清水町13-3	247-4691
	山田晴彬	電気	山田電気㈱	代表取締役社長	890-0052	上之園町25-30	251-0965	251-0770	890-0052	上之園町25-30 山田電気ビル501号	252-2455
	山下健	シニア・アクチブ (リネンサプライ)	㈱鹿兒島ドライ	代表取締役会長	890-0081	唐湊四丁目17-2	253-1234	253-1237	899-2503	伊集院町妙円寺 1-69-12	273-6298